

さいたま市議会規則第1号

さいたま市議会傍聴規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年6月11日

さいたま市議会議長 帆足和之

さいたま市議会傍聴規則の一部を改正する規則

さいたま市議会傍聴規則（平成13年さいたま市議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(傍聴券への記入)</p> <p>第6条 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に住所及び氏名を記入しなければならない。<u>ただし、傍聴券の交付を受けた者の住所及び氏名を記載した名簿を提出した場合は、この限りでない。</u></p>	<p style="text-align: center;">(傍聴券への記入)</p> <p>第6条 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に住所及び氏名を記入しなければならない。</p>
<p style="text-align: center;">(傍聴人の定員)</p> <p>第10条 [略]</p> <p><u>2 大規模な災害の発生、重大な感染症のまん延その他のやむを得ない事由により前項の定員により難しい場合は、同項の規定にかかわらず、議長が別に定員を定めることができる。</u></p> <p><u>3 傍聴人が第1項の定員又は前項の規定による議長が別に定める定員に達したときは、傍聴券又は傍聴証を所持する者でも入場させないことがある。</u></p>	<p style="text-align: center;">(傍聴人の定員)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 傍聴人が前項の定員に達したときは、傍聴券又は傍聴証を所持する者でも入場させないことがある。</p>
<p style="text-align: center;">(傍聴席に入ることができない者)</p> <p>第12条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。</p> <p>(1) 銃器その他危険な物を持っている者</p> <p><u>(2) ビラ、プラカード、垂れ幕、たすきその他の議場に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者</u></p> <p><u>(3) 酒気を帯びていると認められる者</u></p> <p><u>(4) その他会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足りる顕著な事情が認められる者</u></p>	<p style="text-align: center;">(傍聴席に入ることができない者)</p> <p>第12条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。</p> <p>(1) 銃器その他危険な<u>もの</u>を持っている者</p> <p><u>(2) 酒気を帯びていると認められる者</u></p> <p>(3) 異様な服装をしている者</p> <p><u>(4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者</u></p> <p><u>(5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者</u></p> <p><u>(6) 前各号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者</u></p>

2 議長は、必要と認めるときは、会議を傍聴しようとする者に対し、係員をして、前項第1号及び第2号に規定する物を携帯しているか否かを質問させることができる。

3 議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

(傍聴人の守るべき事項)

第13条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 静粛にすること。
- (2) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して示威的行為をしないこと。
- (3) 携帯電話端末その他音を発する機器は、音を発しない状態にすること。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) その他議場の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。

(写真の撮影、録音、録画、放送等の禁止)

第14条 傍聴人は、傍聴席において写真の撮影、録音、録画、放送等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第15条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、直ちに退場しなければならない。

(傍聴人の守るべき事項)

第13条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎたてないこと。
- (3) 鉢巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、外とう、襟巻きの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となる行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第14条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第15条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに、退場しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。